

第十七回 参議院法務委員会會議録第二号

昭和二十八年十月三十一日(土曜日)午前
十時三十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 郡 祐一君
理事 小野 義夫君
宮城タマヨ君
龜田 得治君

委員

青木 一男君
楠見 義男君
中山 福藏君
三橋八次郎君
赤松 常子君
一松 定吉君

國務大臣

法務大臣 犬養 健君

政府委員

法務政務次官 三浦寅之助君
法務大臣官 位野木益雄君
房調査課長 岡原 昌男君
法務省刑事局長 津田 実君
法務省刑事局長 津田 実君
法務省刑事局長 津田 実君

本日の會議に付した事件

○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○檢察及び裁判の運営等に関する調査の件

(養育群島の復歸に伴う法務省関係法令の適用の暫定措置に関する件)

○委員長(郡祐一君) それでは只今から

第四部 法務委員会會議録第二号

ら開会いたします。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律案につきましまして、昨日提案説明並びに逐条の説明を政府側から聴取いたしました。が、只今から逐次委員各位の御質疑を願いたいと思存します。

○龜田得治君 提案された改正案については、現行法に比較して非常によくなつておると私も考えておりますが、二、三今後適用上においても重要な関連があると思ふような点について一つお尋ねしたいと思ひます。先ず第一に公務の執行中ということが、例えば行政協定第十七條第三項のaの二、こういうところも使われております。そのほかにもありますか、これは取りよによつては随分広くも狭くも解釈されますので、この点に対する論議はこれらの兩國の間でなされたと思ひますので、抽象的にやなしに、いろいろ具体的な例なんかを挙げられて御説明願えたら非常に結構じゃないかと思ひます。その点お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(津田実君) 改正の行政協定の第十七條の三項のaのこの、「公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪」という点につきましては、交渉の経過におきまして或る程度の事実に関するにしても、やりとりと申しますか、事実の例に従つていろいろ意見を交換したこともあるわけでございますが、具体的に例として申上げますと、公務の執行中と申しますのは、この協定の

英文によりまして Offenses arising out of any act or omission done in performance of official duty ということになります。日本は「公務執行中」こういうふうに表示いたしました。お尋ねでございます。で、この公務執行と申しますのは、公務の過程において必然的に生ずる、必然的に行われる公務から生ずる犯罪というふうに考へております。でありますから、大部分の場合は過失犯になるということになるわけでありまして、でありますから、例えば戦車を運転中に事故を起して、業務上過失傷害を犯した、かような場合はその戦車の運転が公務、つまり合衆国軍隊の業務である限り公務執行中の犯罪ということになると思ひます。これに關しましては、公務執行時間中ということではありませぬのであります。例えば公務で外出中に強盗をやつたとか、或いは、例えばMPが公務で巡回中にほしきままに料理店等に入りまして、喧嘩をして人を傷けた。こういうようなものは執行時間中ではあります。公務の執行中ではない。かように解釈いたします。そういうふうな意味におきまして、公務執行中という概念は非常に狭い概念であるというふうに理解いたしております。

○龜田得治君 公務執行中の不作為、これはどういふようなものに考えられますか。

○政府委員(津田実君) これは具体的な例は少し余りはつきりは見付からないのでございますが、例えば公務執行

中になすべき注意を怠つたために犯罪を生じたという場合を考えられるのであります。この業務上過失なんかの場合も、行ふべき注意を行わなかつたという意味におきまして不作為とも言ひ得るわけでありまして、そのほか公務上の作業等におきまして、なすべき注意をなさなかつたために犯罪が起つたという場合は予想されるところでございます。

○龜田得治君 それから同じく第三項のa、b、c、のc。ですが、ここで第一次の裁判権を持つておる國のほうに對して、他方の國が權利の放棄を請、特に重要であると認めた場合、そういう場合に要請ができる、こうなつておるのですが、これも恐らく具体的に、少し犯罪の種類なんかを挙げられたいのではないかと申すのですが、若しそういうこととあれば、その辺の内容について、具体的に御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(津田実君) この点につきましては、交渉の過程におきましては、具体的な例は挙つておりません。日本側から、アメリカが第一次裁判権を有するものにつきまして權利の放棄を要請する場合はどのような場合であらうかということを、一応考へることは考へてみるわけでありまして、その当時、多少そういう話も出たことはあるものであります。例えば今申しましたように、大体が主として過失犯であるという前提から、余り事件としては考へられないのであります。過

失であつてもその対象になるもの、例えば業務上過失によりまして、隣殺された人の日本國における重要性というやうなことからして、どうしても日本國において裁判権を行使したいという場合が万が一なきにしもあらずというこゝとは考へられますが、大体がアメリカ側に第一次裁判権のあります事件が少いわけでありまして、従つてこの重要と認める場合というのが、どの程度に生ずるか、現在のところは余り予想がつかないと思つております。

アメリカ側からは、どのようなことを重要と認めて放棄を要請して来るかはわかりませんが、これは主として軍公務上の特別の必要性から、具体的な特別の人について要求する場合があるかと想像いたしておる次第であります。

○龜田得治君 これは私のお聞きしたのは、後者の場合を主として実はお聞きしたいと思つておるのですが、例えば、今噂されておる一つの法律として、MSAに關連して機密關係の法律ですね、そういうものが若しできるやうなことがあるかも知れない。そういうやうな場合にはそういうものはアメリカ側としては、相当要求して来るのじゃないか、こういうふうなことも考へられますが、そういうふうなことはほんのなものでしょうか。

○政府委員(津田実君) 機密保持法が將來できた場合のことは、あらかじめ予想することは困難でございますが、若しアメリカの兵器等に関する犯罪に

つきまして、つまりこの三項のaの一によりまして、アメリカ側が第一次裁判権を持つ場合が大体多いのじやないかと思ひますので、日本側に放棄を請ふする場合は殆んど起り得ないのじやないかというふうな考へておきます。でありますから、そのような場合はまず／＼ないではないかというふうな考へておきます。

○龜田得治君 今そういう、どう法律ができるかわからない前提で御質問申し上げたから、莫然としたお答えなんです。私そうばかりではないと思ふのです。法律のてき工合によつては、アメリカで取上げておらないような事柄が、そういう外国に対してアメリカの機密をもつて行くわけですから、特にここではこういうふうな嚴重にやつてもらいたい、こういうことを、こういうのはみ出した恰好のものがやはり予想される。そういう場合にはやはりアメリカとしては非常に重要であるというふうな考へで相当要求される、こういうことがまあ考えられるわけですが、それが余り大きくなり過ぎると、やはりこの条約の精神にも反する、こういうふうなことになるかと思ふと思つてお聞きしたので、これはまあ仮定の問題ですから、この程度で結構です。

それからも一つこれに関連して、「その要請に好意的考慮を払わなければならぬ」とこれはどういう意味でしょう、非常に拘束されたものではないし、そしてこれが併し合理的な根據を以て相手方が要求しておる場合には、やはり義務づけられておるといふうなことになるでしょうか、どうなんでしょう。

○政府委員(津田実君) その点でございますが、この好意的考慮を払うと申しますのは、それ／＼要請して参るにつきましては、諸般の理由と、その理由を裏付ける資料とを提出して参ることになると思ひますが、その理由及び資料の判断について好意的に考慮を払つてやるといふ意味でありまして、必ずその要請に従うという意味でも無効ありませんし、又好意的の考慮を払つてみても、要請に応じられないという場合には、これを断り得るといふ前提の下に規定がなされておるわけでございます。

○龜田得治君 これはやはり議定書な法律ができる以上は、やはり忠実に守らなければいかんと思ふのでお聞きするわけですが、これは日本がアメリカに要求する場合でも、アメリカが日本に要求する場合でも、その要求しておる事柄が極めて筋が通つておる、そういう場合には殆んど義務づけられておるといふことではなれないのじやないかと思ふのですが、そういう場合でも断つていいのだ、こういうふうなことは少しおかしいのじやないかと思ふのです。

○政府委員(津田実君) 好意的考慮を払うことは双方とも義務づけられておる。併しながら好意的考慮を払うという意味につきましては、絶対に要請に應ずるといふ意味ではないという趣旨でございます。

○龜田得治君 要請しておるほうが非常に合理的な要請をしておる、そういう場合でもですね、それを断る、こういうふうなことはあり得ますか。

○政府委員(津田実君) これは合理的な要求として、相手国自身も認める場合には、当然その要求を容れてやるべきだと思ひます。併しながらその判断につきましてはそれ／＼当事国の合理的な判断によるわけでありまして、その当事国において合理的でないと思へば、それは断るのも止むを得ないといふことに相成ると思ひます。従いまして若しもそれが将来国際的に批判の対象にはなり得ると思ひますけれども、その合理性の判断の範圍が著しく条約を逸脱していない限りは、やはり条約違反とはならないというふうな考へます。

○龜田得治君 私が申上げたのは、一方の国が相手国に要求する場合、要求された相手方もその合理性を認める場合ですね、そういうことを言つてゐるのです。両方の国が合理性について意見の食い違いがある、こういう場合には、これは勿論要請に應ずるわけがなと思ひますが、要求されておる事柄がもうそれだけを切離して考えたと、相手方もそれはそう、そういうふうな納得する事柄というものはたくさんあると思ふ。そういう場合に、義務づけられておるといふふうに解釈するの、この議定書なり、この法律のやはり立場じやないかと思ふのです。

○政府委員(津田実君) 要求を受けたほうの国の当局が合理性を認めた場合は、合理性を認めたと申しまして、諸般の事情、或いはその当該国の事情を斟酌して考へて合理性を得るといふ結論に達した場合においては、当然要求に應ずべきものだと思います。で要求に應じない場合は、やはりそれは恣意に基いて要求に應じなかつたということになりますので、やはりそれは条約に反するということになりますから、延いてはやはり条約に違反するといふことになり得ると思ひます。

○委員(都註一君) 今度の改正法の十一條で、引渡について現行法に比べて非常に絞つた。こういうことは大変結構だと思ひますが、その中で行政協定の十七條三項に掲げる罪とありまして、議定書にありますが「妨害行為(サボタージュ)」特に括弧をしておられますが、この法律概念はどのように考へていいものでしょうか。

○政府委員(津田実君) この妨害行為につきましては、日本の国内法にいたしましては如何なるものを含むかといふことについてはいろいろ考へておるわけでありまして、これは具体的には日本に妨害行為としての構成要件を定めたものではないのでございます。ただ他の構成要件といたしまして、例えば建造物損壊でありますとか、器物毀棄でありますとか、そういうものが考えられるわけでありまして、従いましてこの協定に括弧してサボタージュとしてございまして、日本の妨害行為としてのの解釈としては、そのまゝ妨害行為といふこと概念としてわかり得るかどうかといふことに疑点がありますので、括弧の中にサボタージュという言葉を入れてあるわけでありまして、これはアメリカ法等の概念によりまして、単なる俗に言います悪業行為といふことではなくて積極行為を含む行為でなければならぬ。単なる不作為ではないという意味におきまして、この妨害行為といふふうに日本の協定におきましては表現をいたした次第でありますので、日本の現行法令に照しますと、建造物損壊、或いは器物毀棄に当たる場合が主なる場合じやないかといふふうに考へます。

○委員(都註一君) アメリカの法律で、何かこの妨害行為として法律概念

求に應じない場合は、やはりそれは恣意に基いて要求に應じなかつたということになりますので、やはりそれは条約に反するということになりますから、延いてはやはり条約に違反するといふことになり得ると思ひます。

○委員(都註一君) 今度の改正法の十一條で、引渡について現行法に比べて非常に絞つた。こういうことは大変結構だと思ひますが、その中で行政協定の十七條三項に掲げる罪とありまして、議定書にありますが「妨害行為(サボタージュ)」特に括弧をしておられますが、この法律概念はどのように考へていいものでしょうか。

をはつきりさせるために御説明を頂くことはありませうでしょうか。

○政府委員(津田実君) その点につきましてはアメリカの法の妨害行為の条文に当るものとしたしましては、アメリカ側から通告を受けることになつておりますが、目下のところはまだ通告を受けるに至つておりません。と申しますのは、これは協定になりましてからなおります。アメリカ側におきましても準備があるようであります。それに忙殺されております関係上、まだ合同委員会を通じて日本側に通告されておられませんので、はつきりしたことはちよつと申上げかねる次第であります。

○委員長(都詰一君) それから3のaのiに「もつぱら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪」又その次は「専ら……のみ」というのが出て参りますが、「専ら……のみ」というのは、専らというだけと、どの程度に概念が違つたものでございましょうか。又その原文等はどのような工合になつておりましたか。

○政府委員(津田実君) その点でございしますが、協定の英文によりまして、専らというのにはソウリーという言葉を使つております。これは日本語で表現いたします場合には、専らという表現でございまして、主としてというふうな意味になつてまざらわしいという虞れがありますので、専らというのに更にのみという言葉を加えまして制限をいたした次第であります。「専ら……のみ」ということに相成りますと、合衆国の財産に対する罪、例えば合衆国の財産、国有財産を損壊した、国有財産を窃取した、こういう罪であります。

て、他に被害法益がない、被害法益が日本国或いは日本国民その他日本国に通常居住する外国人に關係がないといふことを示すために、かようにいたした次第でございまして、であります。それから、例えばアメリカの建造いたしました施設区域内の兵舎に放火をいたしましたような場合でも、放火をいたしましたその兵舎のみを焼毀した、焼いてしまつたというふうな場合におきましても、それが公共の危険つまり日本国内の公共の危険を生じた場合には、この「専ら……のみ」には該當しない。従いましてアメリカ側に第一次裁判権はないといふふうな解釈いたします。従いましてこの「専ら……のみ」というのは、非常に制限された概念でございします。

○委員長(都詰一君) 委員各位の参考になると思ひますので、議定書についての原文の御用意があるならば、委員の各位に御配付を願ひたいと思ひます。それから昨日の大臣の御説明又刑事局長の御説明にも、現在の事態は随分上、刑事特別法の改正案の成立を切望してあるというふうな意味のお話があつたように思ふのでありますが、何かその後の事態について具体的事例でお話を頂くような事柄ございしますか。

○政府委員(津田実君) 二十九日午前零時からこの協定は発効いたしましたわけでございます。事件といたしましては只今聞いておりますのは約三件くらいでございます。一件は二十九日の午前二時頃であります。埼玉県の朝霞地区におきまして輕い傷害の事件がござい

ました。これはアメリカの兵隊とそれのまあ非常に親密な關係に長期間あつた女、日本人の女であります。それとの關係の問題で女のほうから若干の傷害を受けたという事件であります。これは朝霞地区の警察署におきまして取調べをいたしまして、本日多分浦和の地検のほうへ送検することになろうと思ひます。但しきような輕微な事件でありますので、身柄は今アメリカ側に拘禁しておるようでございます。

それから他に……これは具体的にばつきりいたしません。昨日渋谷方面であつたそうであります。これはまだはつきりした報告を得ておりませんからわかりません。

それからもう一つは、札幌におきましてやはり銘割の上の傷害事件が一件起つております。札幌市内でございします。これもまだ具体的内容ははつきりいたしておりません。いずれにいたしましても現地の警察と検察庁のほうは密接に連絡して処理に當つておるようでありまして、将来又機会がございしますと、詳細に一つ御報告申し上げます。

○委員長(都詰一君) 他に御質疑ないでしょうか。

○赤松常子君 これ以外のことで……私栃木の女囚の刑務所に参りましたのですが、引つ張られておりますパンパンさんに会つたのであります。引張られて裁判で調べられたそうですが、自分の言ひ分はまあ言うけれども、弁護士みたいな人がなく、ただ向うの人がこうだろ、ああだろと言われて自分はそうでないと言ふけれども、別に辯護し弁護する人もなくて、向うの言ひなりに罪がきまつてしまふというふうなことを聞きましたのです。

けれども、そういう場合は今どうなつておるのでございましょうか。それは去年の話です。

○政府委員(岡原昌男君) ちよつと具體的な事情を詳しく伺わないと、私も直ちに判断はいたしかねるのでございします。まあ本人の言ひ分とそれからそれを認定するやうな傍証と申しますか反証と申しますか、きようなものが食い違ふ場合がまあちよつとあるわけでございます。で、きような場合にそのいづれを捜査官においてまあ信用してとるか、従つて心証はどちらに軍配が上るかということになります。と、これはかなり困難な問題でございします。事実そういうふうな証定の認定の甲乙から有罪で以て起訴した事件が無罪になる。一審で無罪になつたのが控訴審において有罪になるというやうな事例がちよつとあるものでございします。ただ非常に何でもかんでも押付けて、有罪であることを認めさせようというふうなことがございしますれば、これは捜査官の行過ぎでございまして、そういう点は従来とも私も十分注意をしておつたのでございします。又具體的な事案を詳しくお聞かせ願ひまして善処いたしたいと思ひます。

○赤松常子君 私伺いたいのには、そういう場合に女の立場、それから調べられる人にかかわらず、第三者的な人がその場に立ち会うことになつてゐるのか、どうでございしましょうか。

○政府委員(岡原昌男君) 捜査の段階においてはきようなことは無いわけでございます。それから今度はまあ起訴されまして、今度は両方の言ひ分を裁き判官が聞いて判断をする。いわば第三者的なことになるわけでございます。その

他の場合でございしますと、両方の言ひ分を聞いて、というのはまあ例えはこういう場合がございします。檢察審査会という制度がございまして、檢察審査会において或る事件が、もうすでに不起訴になつておる事件が又取上げられて問題になつたやうな場合には、その附近の檢察審査会の委員がございします。十数名集つて両方の言ひ分を聞いた上で、こちらのほうが正しいというので、檢察庁のほうにその意見を具申するといふやうな機関がございします。大体そんなやうな建前になつております。

○赤松常子君 まあその娘さんの言ひ分を信ずるといふわけでもございませう。今あなたのおつしやつたやうに關係者全部に伺わなければ、正確な判断はできないのでございしますけれども、大変その娘さんが言つておりましたことは、非常に不満を言つておりました。まあ私が性病を向うの駐留軍にうつしたと言ふけれども、私は駐留軍から性病をもらつたのであるといふやうなことを非常に言つておりました。で、結局犯罪の原因は相手に性病をうつしたといふことで、ここに私は三月も入れられてゐるのだ、けれども私は決してそう思つてゐないので、ここに入つてゐるのは実は不服ですといふことで、非常に納得が行かないままでございます。もうしようがないと思つて、やけになつて入つてゐるのだといふことを申しておりますので、これは非常にやういふところで、納得行かないでやういふ所に入れられてゐるといふこと自体が、私決していい結果をもたらさな

いと思ふし、それまでもつと手続が公正に行われるやうになつてゐるかと

のでございます。

条文に従いまして申し上げる前に、この法律の概略の建前を御説明いたしますと、一読頂きますれば直ちにわかりますように、この法案は極く重要な事項については法律で具体的に規定いたしておりますが、詳細なそのほかの事項につきましては、政令に委しておるということでありまして、これはこの法案の建前になつておるのであります。その理由は、御承知のように奄美群島の復帰はすでに去る八月八日のダレス声明によりまして、復帰のことが約束はいたされておるのであります。が、まだ復帰の時期も確定いたしていませんし、又アメリカ合衆国との間の交渉も完了いたしてありませんので、詳細な内容を規定し尽くすということとは困難なわけでありまして、他方若しアメリカのほうで、一日から復帰をさせてやろうというふうな話合いがあつた場合には、これは我がほうにいたしましては、成るべく速かにそれを受入れて行くということが必要なのであります。そこで成るべく速かに、その受入れの措置が機動的にとられ得るやうにということを考えて、今度の国会に取急ぎこの法案を提出いたした次第であります。そのような建前になつておりますので、法務関係事項も、極く根幹的なことのみを、法文に列記したのであります。併しこれは事柄の性質上、御覧頂きますと、ほかの条文の割合に比べまして、比較的多く入つておるということがまあ言えるかと思つております。これも当然のことでありまして、そういうふうな状態でありまして、

先ず第二条について申し上げますと、

第四部 法務委員会会議録第二号

この条文は大体復帰と同時に、我が国の法律は原則として、奄美大島に直ちに適用になる。但しいきなり適用することに差支えあるものは、これは例外的に除外して、暫らくその事項を延期するということの規定したのであります。その第四項におきまして、但書がつけられておまして、「但し、新たに罰則を設け、又は刑若しくは過料を加重することはできない。」という字句があります。これが法律事項として目につくわけでありまして、これは現地の法令を暫く適用する場合に、制度が違ひますので、当然必要とされる読替の政令を設けるわけでありまして、その場合には新たに罰則を設け、又は刑、若しくは過料を加重することとはできないということ、特に念のため規定したのであります。

それから第五条、これは簡易裁判所の設立であります。これは当分の間名瀬市と徳之島の龜津という町に、簡易裁判所を設置するということを定めたのであります。恒久的にこの法律を改正するといふ建前をとらずに、当分設置するといふ建前をとつたのであります。これは先ほど申しましたように、この法律自体が暫定的な建前でござりますので、裁判所の設置もこれにならつて、一応差当り、この程度のもを置くといふ建前にいたしたのであります。で復帰後なお研究の上、恒久的な設置について、改めて法案を提出いたしまして、御審議を仰ぐ予定であります。この簡易裁判所の数であります。現地が御承知のように非常に交通の不便なところでありまして、島と島との交通も、冬になりますと、波が荒くてと絶えがちだといふ

うな実情もありますので、二つ程度は是非必要であるといふふうに考えております。

それから次に第六条であります。これはこの裁判所の職員の定員についての特則を定めたのであります。今申し上げましたように、裁判所の設立も暫定的なものと置いて置かれます関係上、裁判所及び支部の職員の定員につきましても、暫定的にこれを定めるというふうにいたしたのであります。

それから次に第七条であります。これは民事訴訟等に関する経過措置を定めたのであります。その趣旨は行政権分離後も、現地の裁判所でなされた訴訟行為、裁判、処分、その他の手続上の行為は、刑事に関するものを除きまして、内地の裁判所で、内地の法令の相当規定によつてなされたものとみなすとして、その効力を認めたものであります。

ただ、例外的に、現地裁判所の確定の裁判で、公序良俗に反するものは、これを除外するという二項に規定したのであります。

なお刑事事件につきましては、現地の裁判所のした手続上の行為の効果を認めることとしたのであります。それではここには規定していないわけでありまして、勿論改めて内地の法令に従つて訴追するといふことは妨げないのであります。それは必要に応じて勿論やるわけでありまして、

で民事と刑事とこのように取扱を異にいたしました理由は、御承知のように、現行の刑法第五條、民訴の第二百条なんかの建前を見ましても、大体この外国判決については、刑事裁判のほうはその効力を認めないという建前を

とつておりますし、民事裁判のほうは外国の確定判決については、一定の条件の下にその効力を認めるという建前をとつておるのであります。これは一方は主権の行使のことに直接非常に密接な関係がある、そして個人の基本的人権のことに非常に関係があるというのに対して、一方は私人の権利の確定というふうな色彩が非常に強いといふふうな、いろいろ理由があることと思ひますが、そういうふうな現行法の建前にならぬといふ、こういうふうな取扱にするのが適當ではないかといふふうに考えた次第であります。

それから次に第十條でございます。これでこの必要な経過措置がとられるといふことの委任政令を定めておるのであります。法務関係のいろいろな諸法規の経過措置、経過規定といふものは、これで政令によつて規定されるわけでありまして、

以上簡単でございますが、説明を終ります。

○委員長(郡祐一君) 先ほど申述べましたように、この法律は地方行政委員会に付託されておりますが、地方行政委員会では本日提案説明を聴取し、二日に参考人から事情を聴取して、その後質疑に入る予定という連絡を受けております。それでこの法律につきましても、法務委員会も関連するところ大いのでありますので、本委員会において政府側の意見を聴取して参ります。又合同審査会の形をとりまします。その点は委員各位の御意見も伺ひ、又必要に応じて委員長理事打合会も開いてみたいと思つております。只今調査課長から説明いたしましたことについてお尋ねなり、扱いについての

御意見があれば承りたいと思ひます。

○宮城タマヨ君 ちよつとお伺ひ申しますけれども、簡易裁判所が二ヶ所になつておりますが、従前はどうかつておりましたのでしょうか。

○政府委員(位野木益雄君) 実は今日資料が間に合いませんでしたので、申訳ないのですが、現在の奄美の裁判所の状態を申し上げますと、裁判所の種類といたしましては、名瀬市に琉球上訴裁判所というのが二ヶ所ありまして、その下に巡回裁判所というのが八つばかりあります。それから治安裁判所というのが、これは琉球全管区に相当数あるわけでありまして、大島管区におきましては、名瀬及び徳之島に巡回裁判所がござります。それから名瀬、古仁屋、徳之島、喜界、沖永良部、与論という六ヶ所に治安裁判所というものが置かれております。巡回裁判所というのは大体こちらの地方裁判所に該当するわけですから、治安裁判所というのは、こちらの簡易裁判所に当るわけですから、管轄権はやや違ひするのであります。大体はそれに該当するわけですから、現在の裁判所の数から申しますと、今度設置する数はやや少いような印象を与えております。が、内地の今までの建前から考えまして二つといたしたのであります。なお戦前は大島区裁判所といふのが名瀬市に一つあつただけであります。

○宮城タマヨ君 刑事と民事の事件数が大体わかつておりますか。又あとで材料が出ますならばよろしくございませうが……。

○政府委員(位野木益雄君) あとでお

配りいたしますが、大体申上げますと、民事關係は昭和二十七年の名額巡回裁判所、これは徳之島巡回裁判所という、この徳之島巡回裁判所の事件も合わせて取扱つておるのであります。その事件数を申上げますと、民事關係が昭和二十七年の一審受理が千六百六十四件、二審が二件、刑事は二十七年の受理件数が一審が百二十六件、二審が十五件ということであり、治安裁判所は、それより年間案件乃至数十件の受理件数となつております。これはあとで表として差上げます。

○宮城タマヨ君 簡易裁判所だけでは少年事件、家事事件ができないように伺つておりますが、そうでございませう。

○政府委員(位野木益雄君) 現地では、今度の受入後におきましては、地方裁判所及び家庭裁判所の支部も設置される予定になつております。

○宮城タマヨ君 設置されることになつております。

○政府委員(位野木益雄君) これは裁判所の規則で定めることになるわけです。

○宮城タマヨ君 その点を案じまして、伺つたわけなのです。

○中山福藏君 これは質疑という意味でなく、ちよつとお尋ねをしておきますが、これは簡易裁判所だけで二方所ということになつておりますが、その巡回裁判所に該当する地方裁判所の支部なんか、ここにどうして置かれなかつたのですか。鹿児島からここまで船で六時間かかるのですよ。それで先ほどおつしやつたように、上訴事件、つまり控訴事件がないというのは、その

影響を非常に受けているわけです。それで、こういう場合もそれを勘案して、やはり地方裁判所の支部を置くということの、どうして取扱ひにならないかつたのですか。

○政府委員(位野木益雄君) その点は只今も宮城委員に申上げましたように、地方裁判所及び家庭裁判所の支部が設置される予定であります。ただこれは法律事項ではございませんので、裁判所の支部の設置は、最高裁判所のルールで定めるといふような建前になつておりますので、この法律案としては出ておらないというわけです。

○中山福藏君 すると、支部は設けられるわけですね。

○政府委員(位野木益雄君) さようでございます。

○中山福藏君 それだつたらいいのですけれども……

○委員長(郡祐一君) 他に御質疑はございませんか。この問題につきましても、只今説明を聴取したばかりでありますから、又必要に応じて次回後に御質疑を願ひたいと思ひますが、先ほど一応刑事特別法についての質疑をいたしました、次回に引続くことにして、只今の法律の説明を聞いたわけでありますが、その際においでにならなかつた委員もいらつしやいますので、刑事局長まだおりますので、奄美大島のほうについて御質疑が只今なければ、一応刑事特別法についての御質疑でも政府側おりますから、どうぞして頂きたいと思ひます。

ちよつと速記とめて下さい。

午前十一時四十一分速記中止

午後零時三分速記開始

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて。

先ほど懇談の際にお諮りをいたしましたように奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案は、会期の都合等もあり、又委員各位の御了解を得ましたので、特に地方行政委員会に合同審査等を要求することなく、必要に応じて本委員会において必要な審議をいたすことにいたしましたと存じます。御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(郡祐一君) 御異議ないものとしてさうに扱います。

なお刑事特別法の一部改正法律案等につきましては、次回に質疑を続行することにいたし、次回は明後二日午後一時から開会することにしたしまして、本日はこれを以て散会いたします。

午後零時五分散会